



仕事を続けたい  
パート・派遣・契約社員ママ

先輩ママ 小室 淑恵さんに聞く

# あなたもとれる!

## 産前・産後休業 育児休業

ママになっても、今の職場で仕事を続けたい。けれどパートタイマーだから、派遣・契約社員だから、無理かしら…とあきらめていませんか？  
でも大丈夫、一定の要件を満たしていれば、  
出産や育児のためのお休みを、取得できるんです！

先輩ママとして、  
そして  
ワーク・ライフバランス  
コンサルタントとして、  
皆さんの疑問に  
お答えします★

小室 淑恵さん プロフィール

株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長であり、二児のママ。「育児休業者  
支援復帰プログラム armo」などを開発。またワーク・ライフバランスコンサルタント  
養成講座などを主催、多様な価値観が受け入れられる社会を目指して邁進中。

**Q1** どんなお休みがあるの？

**A1** 2種類のお休み制度があります。

法律で  
守られている  
権利です

### 産前・産後休業

産前 (出産予定日を含む42日間)  
産後 (出産日の翌日から56日間)

### 育児休業

赤ちゃんが1歳になる誕生日の前日まで  
※ 保育所に入所できない等の理由で最長1歳6カ月まで  
延長も可能。

出産

1歳

42日間

56日間

赤ちゃんが1歳になるまで

**Q2** パートや派遣・  
契約社員も、  
とれる？

妊娠・出産を  
理由とする  
解雇・雇止めは  
禁止されています。

**A2** 大丈夫! 雇用契約期間内であれば  
誰でも、産前・産後休業がとれます。

※ 産前休業を必要としない人は、出産前日まで働くことも可能!

さらに! 育児休業申し出の時点で次の条件に  
合えば、**育児休業**もとれますよ。

- 今の職場で1年以上働いている
- 赤ちゃんの1歳の誕生日以降も、雇用が見込まれる

※ ただし 赤ちゃんの2歳の誕生日の前々日までに雇用契約が切れ、更新されないことが  
明らかになっている場合は取得できません。

**Q3**

もっと疑問や、  
相談したいことが  
出てきたら？

**A3** 都道府県労働局  
雇用均等室に  
相談しましょう!

ここで最寄りの雇用均等室が見つかります。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

都道府県労働局雇用均等室

検索

電話相談もできます!

あなたの  
働く意欲をサポート  
してくれます!

知っておくと役立つ  
ポイント

育児休業は  
パパもとれる!

パパも赤ちゃんが1歳になる  
前日までお休みできます。  
パパとママが共に育児休業を取る時は、  
赤ちゃんが1歳2ヶ月になるまで  
お休みできます。

※ 取得できる日数は365日まで。